### 入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年10月14日

福島県立岩瀬農業高等学校長 志賀 勲

## 1 入札に付する事項

区分	■新規	□ 再度公告 □ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)	
	791796	前回公告なし	
工事番号	25 - 79	280-0002	
工事名	岩瀬農業高校酪牛舎除糞設備改修工事		
工事箇所	岩瀬郡鏡石町豊田地内(岩瀬農業高等学校)		
工事概要			
工事似安 	牛舎除糞設備既存解体及び新設工		
完成期限	排出溝・レーン改修外 一式		
7 = 7 7 7 7 7 7			
予定価格		に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明	
起工時期	該当	・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。	
		・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。	
最低制限価格	該当	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工	
		事。契約締結後に公表する。	
総合評価方式	該当なし	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評	
		価方式の適用工事である。	
		・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書	
		による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。	
低入札価格	該当なし	・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査	
調査		制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。	
		・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者	
		であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価	
		格調査に協力すること。	
施工体制事	該当なし	<ul><li>福島県施工体制事前提出方式の適用工事</li></ul>	
前提出方式		・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等につ	
		いては、入札説明書による。	
電子入札	該当なし	・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要	
		・電子入札システム(アドレス)	
		http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html	
電子閲覧	該当	電子閲覧システム (アドレス)	
		http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html	
現場代理人の	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人	
常駐義務の緩	をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必		
和	要な条件を付すことができる。		
専任特例2号	該当 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者		
の監理技術者	(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。) の配置を行うことが		
の配置		できる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要	
		件は、入札説明書による。	

再資源	再資源化等 該当なし		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第
			104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化
			等の実施が義務付けられた工事である。
混合	復 興	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
入札	JV		
	以外		
	復 興	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3
	JV		項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け
			23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定
			建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。
資本関	関係又は	該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは
人的関	係		認めない。

# 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

格付等級 A又はB 整録されていること。 機械設備工事 単股業法 (昭和24年法律第100号) の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。 ・ 県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・ ・ 降接3管内とは、県中建設事務所管内、県南建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・ 管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・ 管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・ 管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・ 左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。 (ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に成ら発注権別に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に成ら発注を関してある場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合は、限分に限る。ため、共工事で成る発注の場合に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方経験と社、地方経験とは、地方経験とれ、地方に宅供給公社、下水道公社、土地区田門発名合計、地内民区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。の配置技術者としての経験という。・監理技術者であること。	発注種別	機械設備工事	・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿
登録されていること。 ・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。 ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・院接3管内とは、県中建設事務所管内、県南建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満)建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)、ここでいう公共工事とは、公共工事の入社及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい。の場合配置技術者としての経験という。・監理技術者であっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	拉什签纽	, Δ / <del>-</del> D	の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に
評可業種 業 可を受けていること。 ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、県中建設事務所管内、県南建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方道路公社、、少東江事とは、公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方道路公社、、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいり、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	格刊等級 AXはB		登録されていること。
乗 可を受けていること。 ・ 県内とは、福島県内に本店を有する者であること。・ 隣接3管内とは、県中建設事務所管内、県南建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・ 管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・ 左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合とは建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。の配置技術者としての経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	<b></b>	機械設備工事	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許
・隣接3管内とは、県中建設事務所管内、県南建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注程別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として規わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	口引来性	業	可を受けていること。
建設事務所管内又はいわき事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
地域要件 県内 ・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成侵である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別)が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
地域要件 県内 ・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 技術者の工事経験 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として、援助った経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が乏の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方進路公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	<b>州松西</b> 州	<b>退</b> 内	- '' · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した期間に元請に関心を表示した、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住を供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	地域安计	15KY 1	
所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格 業者名簿に記載された委任先をいう。 ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術 者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただ し、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万 円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する 場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に 表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であ る場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄 に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別 が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。 ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関 する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公 社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市 街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大 学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として 携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術 者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			0
・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了		 	業者名簿に記載された委任先をいう。
必要なし し、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	技術者のこ	L事経験	
円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	<b>沙画</b> か		
場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了	火安なし		
・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。			
表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
る場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。 ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関 する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公 社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市 街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大 学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として 携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術 者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別
する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として 携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術 者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			
・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了			26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術
証を有する者であること。			
			証を有する者であること。

企業の工事実績	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績が
必要なし	あること。
企業の工事規模実績	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の
必要なし	欄に表示した金額以上の施工実績(JV の場合は、出資比率に相当する額
	とする。)があること。
	ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件
	とみなす。
J R近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を
該当なし	有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。
	なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事
	管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

#### 3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の	令和7年10月14日(火)~	電子閲覧システムによる。
閲覧等	令和7年10月27日(月)	
設計図書等の	令和7年10月14日(火)~	岩瀬郡鏡石町桜町207
質問	令和7年10月17日(金)	福島県立岩瀬農業高等学校事務室
		電話番号 0248-62-3145
		ファクシミリ 0248-92-2051
		電子メール
		iwasenogyo.h@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予	令和7年10月21日(火)	福島県立岩瀬農業高等学校ホームページ
定		入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、
		質問回答の有無を確認すること。
入札書等の提	郵便局差出期限日	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数
出	令和7年10月27日(月)	は1部とする。
	配達日指定期日	郵便番号 969-0401
	令和7年10月31日(金)	岩瀬郡鏡石町桜町207
		福島県立岩瀬農業高等学校
開札	令和7年11月 4日(火)	開札は公開とする。
	午前10時30分	岩瀬郡鏡石町桜町207
		福島県立岩瀬農業高等学校 会議室
落札者の決定	開札日から5日以内	
予定日		

<sup>※</sup> 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他(※下記事項の該当については、特記仕様書で必ず確認してください。) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立岩瀬農業高等学校

電話番号 0248-62-3145

ファクシミリ 0248-92-2051

電子メール iwasenogyo. h@pref. fukushima. lg. jp

提出する書類一覧表 (郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	郵便入札の場合		
近山青頬 	外封筒	中封筒	
入札書		0	
見積内訳書		0	

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。また、入札書で押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札は無効になります。

## 留意事項

条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が発生しております。

郵送の際は、**一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便**で行ってください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、**中封筒**は外封筒よりも小さいものを使用してください。

#### 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

(キリトリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

※ 有資格者コードは、福島県のホームページの福島県建設工事等請負有資格業者名簿のページ (福島県ホームページ:組織でさがす > 入札監理課 > 工事等入札参加資格の申請 > 名簿 又は 「福島県 入札 名簿」で検索) に掲載している開札日が属する年度の工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

キリトリ線

7969-0401

福島県岩瀬郡鏡石町桜町207

福島県立岩瀬農業高等学校 行き

入札書等在中

令和7年11月4日		
岩瀬農業高校酪牛舎除糞設備改修工事		
25-79280-0002		
岩瀬郡鏡石町豊田地内(岩瀬農業高等学校)		
有資格者コード※		
連絡先 (電話番号)		
連絡先(FAX番号)		

郵便局窓口差出期限日 令和7年10月27日配 達 指 定 期 日 令和7年10月31日

キリトリ線

キリトリ線

 $\mp 969 - 0401$ 

福島県岩瀬郡鏡石町桜町207

福島県立岩瀬農業高等学校 行き

入札書等在中

開札日	令和7年11月4日		
工事名	岩瀬農業高校酪牛舎除糞設備改修工事		
工事番号	25-79280-0002		
工事箇所	岩瀬郡鏡石町豊田地内(岩瀬農業高等学校)		
商号又	は名称		
有資格者	有資格者コード※		
担当	者 名		
連絡先(智	連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)			

郵便局窓口差出期限日 令和7年10月27日

配 達 指 定 期 日 令和7年10月31日

キリトリ線